

令和6年第6回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和6年6月20日 午前9時30分

閉会 令和6年6月20日 午前11時30分

2 出席委員の氏名

＜出席委員＞ 議席番号は抽選による

青木 規久範

渡邊 昭男

石川 博正

深谷 明

石川 万里子

毛受 淳一

近藤 明

＜出席農地利用最適化推進委員＞

三浦 博明

原田 勝行

加藤 延保

村山 公夫

石川 和孝

小川 泰則

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

＜議案の件名＞

議案第20号 農地法第3条許可申請について

別紙2件

議案第21号 農地法第5条許可申請について

別紙5件

議案第22号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

別紙4件

議案第23号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

別紙2件

議案第24号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議について

別紙2件

議案第25号 令和5年度農地利用の最適化の推進の状況について

別紙1件

議案第26号 農地法第3条の許可申請における農地の高齢取得について

別紙1件

報告第21号 農地法第3条の3届出について

別紙2件

報告第22号 農地法第5条届出について

別紙4件

報告第23号 農地法第18条通知について

別紙1件

<議事の次第>

午前9時30分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議 長 ただいまより、令和6年第6回豊明市農業委員会総会を開催いたします。
例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議 長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の
指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議 長 議事録署名者は11番委員と2番委員にお願いします。それでは、議案に
入ります。議案第20号1番案件農地法第3条許可申請についてですが、関連
がございますので2番案件と一括上程します。事務局の説明を求めます

事務局 議案第20号1番案件、2番案件について説明します。
申請地は沓掛町地内です。
申請地の現況については、現地確認を行ったところ、雑草が繁茂している
状態でした。
譲受人の他の所有農地につきましては、営農計画書のとおりに作付されてお
りました。
以上のとおり、今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務
局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の7番委員の意見を求めま
す。

7番委員 6月13日に8番委員と最適化推進委員5番委員と申請地の現地確認を行
いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。

最5番委員 7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第20号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第20号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第20号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第20号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第21号1番案件、農地法第5条許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第21号1番案件について説明します。

申請地は沓掛町地内です。

土地造成については最大1.2m程度盛土を行い、乗り入れ以外の敷地外周は法面緑地で囲い、コンクリートブロックを設置して土砂等の流出を防ぎます。

汚水排水は浄化槽により処理し、既設水路へ放流します。

雨水は敷地内側溝から集水桝にて集水し、調整池から既設水路へ排水します。

建物は2階建てですが、敷地中央に配置し、日照通風等には影響を及ぼさないように対処します。

また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の2番委員の意見を求めます。

2番委員 6月15日に4番委員と農地利用最適化推進委員3番委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 2番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。

最3番委員	2番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
議 長	他の委員の意見を求めます。
	異議なしの声あり
議 長	それでは採決します。議案第21号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。
	挙手多数
議 長	議案第21号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第21号2番案件について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第21号2番案件について説明します。 申請地は沓掛町地内です。 土地造成については、アスファルト舗装を行います。 雨水は集水桝で集水し、東側既設側溝へ排水します。 また転用に際して、万一周辺農地等に被害を及ぼした時は、申請者にて責任をもって対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。
議 長	事務局より説明がありましたが、地区担当委員の11番委員の意見を求めます。
11番委員	6月11日に5番委員と農地利用最適化推進委員2番委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。
議 長	同じく農地利用最適化推進委員2番委員の意見を求めます。
最2番委員	11番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
議 長	他の委員の意見を求めます。
	異議なしの声あり
議 長	それでは採決します。議案第21号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数
 議案第21号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第21号3番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第21号3番案件について説明します。
 申請地は沓掛町地内です。
 土地造成は整地のみです。
 雨水排水に関しては、勾配をつけて西側の既設道路側溝へ放流します。
 また、転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の2番委員の意見を求めます。

2番委員 6月15日に4番委員と農地利用最適化推進委員3番委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 2番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。

最3番委員 2番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。
 異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第21号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。
 挙手多数

議 長 議案第21号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第21号4番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第21号4番案件ですが、各部署との協議が調整できていなかったことや、補正期間中に補正が間に合わなかったことから、今月の総会では審議しないこととなりました。来月まで補正を延長したため、来月までに各部署との調整や補正が終われば、来月の総会で審議することとなりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたので、今月は審議しないこととします。引き続きまして、議案第21号5番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第21号5番案件について説明します。
申請地は沓掛町地内です。
雨水は集水桝で集水し、東側既設側溝へ排水します。
汚水・雑排水については、合併浄化槽にて処理し東側既設側溝へ排水します。
また転用に際して、万一周辺農地等に被害を及ぼした時は、申請者にて責任をもって対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の11番委員の意見を求めます。

11番委員 6月11日に5番委員と農地利用最適化推進委員2番委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員2番委員の意見を求めます。

最2番委員 11番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第21号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第21号5番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第22号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、事務局の

説明を求めます。

事務局 それでは、議案第22号について説明します。
1番案件から4番案件について、事務局としては、自ら所有し、自ら農地として
使用している利用状況であると判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の4番委員の意見を求めま
す。

4番委員 6月15日に2番委員と農地利用最適化推進委員3番委員で申請地の現地
確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の2番委員の意見を求めます。

2番委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。

最3番委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第22号1番案件に賛成の方の挙手を求めま
す。

挙手多数

議 長 議案第22号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第22号2
番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第22号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第22号3
番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第22号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第22号4番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第22号4番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第23号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第23号について説明します。
1番案件、2番案件が新規契約分となっています。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

意義なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第23号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第23号は可決いたします。引き続きまして、議案第24号1番案件、農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第24号1番案件について説明します。
申出地は栄町地内です。
申出内容から、農用地区域からの除外について、事務局としてはやむを得ないものと判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

意見なしの声あり

議 長 それでは、議案第24号1番案件については、やむを得ないものとして意見を付することとします。
引き続きまして24号2番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第24号2番案件について説明します。
申出地は栄町地内です。

申出内容から、農用地区域からの除外について、事務局としてはやむを得ないものと判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

意見なしの声あり

議 長 それでは、議案第24号2番案件については、やむを得ないものとして意見を付することとします。

引き続きまして、議案第25号案件、令和5年度農地利用の最適化の推進の状況について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第25号について説明します。

こちらは、農地等の利用の最適化の推進に係る活動について、令和5年度の目標と活動実績を示したものです。

特記事項として、本市の最適化の活動日数は、国よりも多くなっております。

こちらの内容について案のとおりでよいか、ご審議をお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

6番委員 認定農業者に準ずる者とは、具体的にどのような人物を指しているのですか。

事務局 過去認定農業者であった方や、農村生活アドバイザーの方です。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第25号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第25号は可決いたします。引き続きまして、議案第26号、農地法第3条の許可申請における農地の高齢取得について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第26号について説明します。農地法第3条の許可申請における農地

の高齢取得についてです。

最近、農地法3条の許可申請により農地を取得される方の年齢層が高くなってきており、3年3作付けするのが困難になってしまうケースも出てきております。そこで、近隣市町村の農業委員会事務局へどのような対応をしているか確認をさせていただき、豊明市の対応として案を考えてまいりましたので、今回ご意見をいただいて、その意見を反映させていただき、次回の農業委員会ではどのようにするか諮らせていただきたいと思います。

それでは、高齢取得について豊明市の現状等についてご説明します。豊明市は、どのケースであっても提出書類は変わりません。また、他市町と比べると高齢の方が農地を取得するケースが多いです。

そこで、新しく作成した様式を使い、高齢取得の理由や、世帯構成員一覧、営農が出来なくなった際の対処についての記載を求める運用としたいと考えております。今後の農地法3条における高齢取得について、様式をこうした方が良く、こういったことを記載させた方が良く等のご意見をいただきたいと思います。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

1番委員 意見等は事務局に伝えればよいですか。それとも、次回の総会までに考えてこればよいですか。

事務局 様式についてのご意見は、7月10日までに事務局にお伝えいただき、年齢と併せて、次回の総会で諮らせていただきたいと思います。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは、議案第26号については、意見がある場合は、様式については7月10日までに事務局に伝え、年齢と併せて次回の総会に諮ることとします。引き続きまして、報告第21号から第23号について、報告願います。

事務局 報告第21号、第22号、第23号について説明

議 長 以上のとおり、報告第21号から第23号は専決事項として事務局で受理しています。

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします。（時に午前11時30分）

